

## 第30回 参議院契約監視委員会 定例会議 議事概要

開催日	平成28年9月27日(火)		
場所	参議院第二別館東棟4階 東401会議室		
出席委員氏名	委員長	木下 哲 (公認会計士)	
	委員	藤田 晶子 (明治学院大学経済学部 教授)	
	委員	関口 智 (立教大学経済学部 教授)	
審査対象期間	平成28年4月1日～4月30日		
抽出案件	4件		
一般競争入札	2件	契約件名	構内情報通信網設備運用保守
		契約相手方	東日本電信電話株式会社
		契約金額	28,706,400円
		契約締結日	平成28年4月1日
	2件	契約件名	普通乗用自動車(ハイブリット車)1輛交換契約による購入
		契約相手方	東京トヨペット株式会社
		契約金額	9,726,830円
		契約締結日	平成28年4月1日
随意契約	2件	契約件名	LAN用クライアントパーソナルコンピュータ等一式 賃貸借及び保守等
		契約相手方	東京センチュリーリース株式会社
		契約金額	346,444,674円
		契約締結日	平成28年4月1日
	2件	契約件名	参議院情報化統括責任者(CIO)補佐官、最高情報セキュリティアドバイザー(CISOアドバイザー)等業務一式
		契約相手方	ITbook株式会社
		契約金額	9,331,200円
		契約締結日	平成28年4月1日
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答	
	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	(対象契約は妥当なもの認められた。)		

意見・質問	回答
<p><b>1. 報告事項</b></p> <p>岡崎会計課長より、審議対象事案について次の報告があった。</p> <p>(1) 入札及び契約方式別の状況について</p> <p>(2) 1者応札・1者応募の状況及び聴取調査について</p> <p>営繕課及び電気施設課分に6件、会計課分に6件の該当があった。</p> <p>(3) 指名停止の運用状況について</p> <p>該当がなかった。</p> <p>(4) 談合状況への対応状況について</p> <p>該当がなかった。</p> <p><b>2. 抽出結果の報告</b></p> <p>抽出委員の関口委員より、審議対象期間に締結した95件の契約のうち、一般競争入札から2件、随意契約から2件抽出した旨報告があった。</p> <p>また、各事案の抽出理由について、次のとおり説明があった。</p> <p><b>【抽出事案】</b></p> <p>A. 構内情報通信網設備運用保守 一般競争入札方式（最低価格）[役務]</p> <p>B. 普通乗用自動車（ハイブリット車）1輛交換契約による購入 一般競争入札方式（総合評価）[購入]</p> <p>C. LAN用クライアントパーソナルコンピュータ等一式賃貸借及び保守等 随意契約方式（不落・不調）[賃借]</p> <p>D. 参議院情報化統括責任者（CIO）補佐官、最高情報セキュリティアドバイザー（CISOアドバイザー）等業務一式 随意契約方式（企画競争）[役務]</p> <p>事案Aは、予定価格に対する契約価格の著しい低さ、金額的重要性の高さに着目し、「契約金額の妥当性について（「仕様書要件の明確</p>	

化に留意した」とあるが、それだけで契約価格が低くなるのか。低価格入札により質的水準が保たれているか)」及び「予定価格の妥当性について」それぞれ検討する。

事案Bは、機能の異なる車両交換という特殊事例に着目し、「契約金額の妥当性について」及び「他社の参入を排除するような契約条件等はないかについて」それぞれ検討する。

事案Cは、随意（不落・不調）契約であること、金額的重要性の高さ、複数年度契約（5年間の国庫債務負担行為）であること等に着目し、「随意（不落・不調）契約となった背景について」、「仕様書作成に際し、意見招請をしていない東京センチュリーリース株式会社との契約となった要因について」及び「前契約である『電子複写機一式賃貸借』及び『LAN用クライアントパーソナルコンピュータ等一式』の後継契約であるが、契約内容の変更の程度の把握が必要であるため」それぞれ検討する。

事案Dは、契約方式の多様化を図るべく導入している随意契約（企画競争）であることを踏まえ、「随意契約（企画競争）の趣旨に合致する形で契約が締結されたかについて」及び「仕様書、企画提案、評価（評点）、契約締結までのプロセスに透明性があるかについて」それぞれ検討する。

### 3. 抽出事案の審議

#### A. 構内情報通信網設備運用保守

##### 一般競争入札方式（最低価格）[役務]

- ① 本事案の抽出理由にあるとおり、落札率が著しく低いことから、予定価格積算の妥当性について検証したい。まず、人工計算の根拠について、説明願いたい。
- ② 落札者の見積書を見ると、一般管理費に相当する諸経費が運用保守費に含まれているようであるが、いかがか。
- ③ 機器保守費の積算について説明してほしい。

本事案の予定価格積算は、基準となる労務単価に人工を乗算した価格に対し、一般管理費を加算した積算を行っている。

見積書は、諸経費を項立して計上しているが、運用保守費にも一部の諸経費が含まれると思われる。

見積りと過去の実績を踏まえ積算している。

<p>④ 結果的に低価格での契約となったが、質的な水準は満たされているのか。</p> <p>⑤ 落札率が著しく低い原因の一つとして、例えば、前年度のノウハウを生かして、2年目はより安い価格で入札している等の理由があると思われるので、検討いただきたい。</p> <p><b>B. 普通乗用自動車（ハイブリット車）1 輛交換契約による購入 一般競争入札方式（総合評価）[購入]</b></p> <p>① 各省庁で導入されている車種について説明してほしい。</p> <p>② 交換契約とは、下取り車を出して新車を購入する契約とのことでよいか。</p> <p>③ 本事案は、要求する燃費性能や車格等を仕様に起こせば、車種は明示していないものの、レクサスに特定されることになるのか。</p> <p>④ センチュリーは仕様に適合するのか。</p> <p>⑤ 仕様に適合する車種は、レクサス以外はあるのか。売り手・買い手共に、レクサスが</p>	<p>入札に当たっては資格審査を行っており、質的な水準が満たされないと判断できる事項はなかった。</p> <p>落札率が低い理由は、入札における競争性と受注意欲の結果と思われる。なお、委員のご指摘については、ご意見として承る。</p> <p>総理及び各省庁の大臣等の車両は、レクサス LS600h1（以下「レクサス」という。）又はトヨタセンチュリー（以下「センチュリー」という。）がほとんどであり、レクサスは、本院の議長車及び副議長車と同じ車種である。</p> <p>本事案は、平成 22 年購入の下取り車と同等の新車を購入するものである。</p> <p>三権の長が乗るための車両であるため、車格については、仮に内閣総理大臣や最高裁長官の車両と車列を組んだ時であっても、走行性能・車格共に遜色ない車両でなくてはならない。しかしながら、必ずしもレクサスに特定されるものではない。</p> <p>グリーン購入法では、環境負荷の低減を実現した自動車として、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車等が、また、燃費等の基準を満たせばガソリン車でも購入対象となる。今般は、次世代車が前提となるので、センチュリーは考慮していない。なお、今回応札した、トヨタ系ディーラー 3 者は、いずれもレクサスを提案してきた。</p> <p>そこまでの状況にはないと思うが、売り手も各省の状況等を把握しているので、車種に</p>
---	--

<p>前提となっていないか。</p>	<p>については、レクサスを提案しているのではないか。</p>
<p>⑥ 車種がほぼ決まっているのであれば、あえて総合評価方式で入札する必要があるのか。</p>	<p>車種については、仕様書で明記しているわけではないので、必ずしも総合評価方式が不要であるとは言えない。他のメーカーが、レクサスに相当する車種を生産し提案すれば総合評価の俎上に載ることになる。したがって、他メーカーの車種を排除するものではない。また、自動車の入札においては総合評価方式で行う旨の財務大臣協議が整っている。</p>
<p><b>C. LAN用クライアントパーソナルコンピュータ等一式賃貸借及び保守等 随意契約方式（不落・不調）〔賃借〕</b></p>	
<p>① 本事案の予定価格の積算方法について説明してほしい。</p>	<p>本事案の調達に当たっては、事前に、調達支援業務を行っており、当該調達支援業者が作成した予定価格から積算した。また、本事案の前契約は、低入札価格調査の対象となったことから、当該支援業者にヒアリングを行い、さらに金額を引き下げる余地がないか検討を行った。</p>
<p>② 本事案は、結果的に不落になってしまったが、その背景について説明してほしい。</p>	<p>業者に確認したところ、近年、パソコン等の価格が上昇していることが原因とのことであった。また、4、5年前と比較して為替レートが上昇したことで、各者思い切った低価格入札が難しくなったとのことであった。</p>
<p>③ 応札各者においては、社内的に低価格での入札が通らなくなったのではないかと推察される。また、パソコン等の価格上昇の原因が為替レートだとすると、契約のタイミングが金額に連動するのではないか。</p>	<p>為替レートによってパソコンの価格が日々変動するわけではないが、少なくとも年単位では影響を受けられると思われる。実際、今回は前契約よりも3割程度パソコン等の価格が上昇している。</p>
<p>④ 本事案の意見招請に際し、12者から意見を聴取したが、そのほとんどの業者が入札に参加しなかったのはなぜか。</p>	<p>前契約が低入札であったのが大きいのではないか。応札するには相当の営業経費が掛かるため各者二の足を踏んだと思われる。</p>
<p>⑤ 本事案は機器の賃貸借と保守の契約であるが、保守の部分については為替レートに影響されないため、不落の原因としては、</p>	<p>委員ご指摘のとおりである。</p>

機器の賃貸借の部分の影響が大きいと考えればよいか。

**D. 参議院情報化統括責任者（CIO）補佐官、  
最高情報セキュリティアドバイザー（CISO  
アドバイザー）等業務一式  
随意契約方式（企画競争）[役務]**

- ① 本事案における参議院情報化統括責任者補佐官及び最高情報セキュリティアドバイザー（以下「CIO補佐官」という。）は請負契約であるが、業務の性質からは、本来は雇用契約とした方がよいと思われる。CIO補佐官を非常勤職員とした場合の検討状況と、現在の請負契約において、指揮命令や情報管理等に不都合はないかについて説明してほしい。
- ② コミュニケーション能力の重要性が強調されているが、CIO補佐官と職員とは、ある種の緊張関係にある方がよいのではないか。
- ③ 企画競争の評価結果を見ると、応募3者の評価を9名の評価委員が行っており、評価結果は必ずしも各評価委員が一致しているわけではなく、中には逆転している場合もあるのはなぜか。
- ④ 各評価委員の採点結果を見ると、各評価委員間で点差が大きいため、仮に一人の評価委員が極端な採点をすれば、全体の合計点に、当該評価委員の評価が影響を与えるおそれがある。あらかじめ相対的な枠組みを示しておく必要があるのではないか。

委員ご指摘のとおり、本事案は一般的には雇用の形態を取ること考えられる。現に、各省庁では非常勤職員として採用している。本院の職員は、各省庁のような一般職の国家公務員ではなく特別職であり、国会職員法が適用され、非常勤職員であっても兼職が禁じられているためである。

請負業務であっても、担当職員とCIO補佐官との適切なコミュニケーションが確保されており、特に業務上の不都合は生じていない。

委員ご指摘のとおりである。また、時には手厳しい指摘を受けることもある。ただし、その前提としては、お互いの情報共有に齟齬がないことが必要である。そのためには、どうしてもCIO補佐官にコミュニケーション能力が求められる。

評価委員間で評価が異なるのは、知識・経験の違いに基づき、重視する項目が違うため、やむを得ないものと思われる。

今後、相対的な評価方法等についても検討したい。